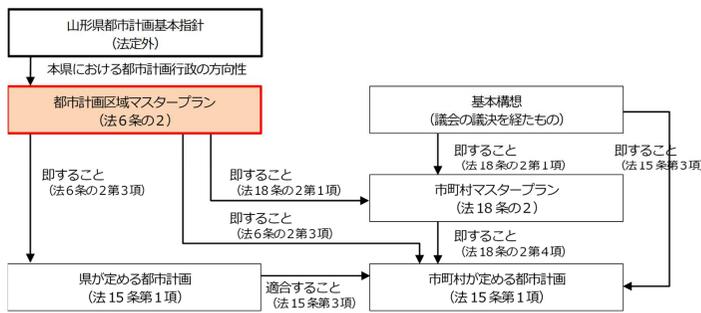


庄内南部圏域 都市計画区域マスタープラン(案)の概要

1-1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 →本文 p1

都市計画の整備、開発及び保全の方針とは、都市計画法第6条の2に定めるとおり、都道府県が、中長期視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるものとして、都市計画区域マスタープランとも呼ばれています。

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画及び都市計画法第18条の2に基づいた市町村の都市計画に関する基本的な方針は、都市計画区域マスタープランに即して定めることとなります。



この度、山形県では、目標年次に達した鶴岡、余目及び三川都市計画区域の都市計画区域マスタープランを見直します。

1-2 広域的な都市計画区域マスタープラン →本文 p2

山形県では、都市計画行政として、短・中期の重点的かつ戦略的に進める方向性を示すものとして、「山形県都市計画基本指針」を定めています。

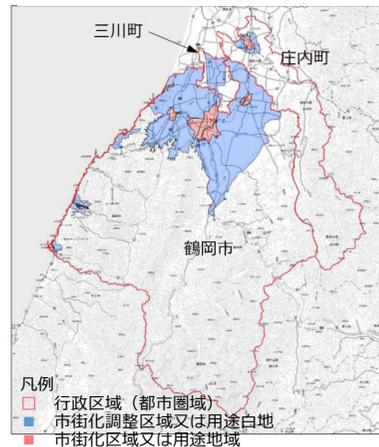
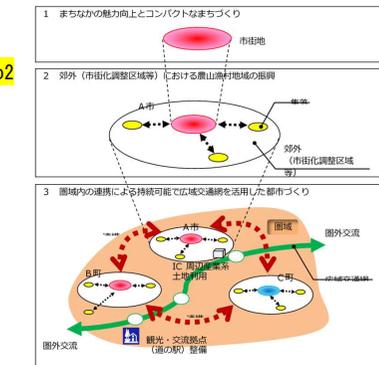
この都市計画区域マスタープランでは、山形県都市計画基本指針に定める基本理念と目指す将来の都市像に基づいた内容に見直す他、広域的な連携を考慮するため、複数の都市計画区域マスタープランを1つの都市計画区域マスタープランとして策定します。

1-3 庄内南部圏域の設定 →本文 p3

この都市計画区域マスタープランでは、これまでの生活圏や歴史的な結び付きの観点から密接な関係にある鶴岡市、庄内町及び三川町の1市2町を、庄内圏域(南部)都市計画区域(以下「庄内南部圏域」という。)として、1つの圏域に設定します。

区分	市町名	都市圏域	都市計画区域
庄内南部圏域	鶴岡市	131,153	25,281
	庄内町	24,917	884
	三川町	3,322	1,475
合計		159,392	27,640

単位：ha



2-1 庄内南部圏域の現状と課題 →本文 p4

- 1 人口減少・高齢化社会の急激な進行への対応
- 2 グローバル化時代への対応
- 3 頻発する大規模災害への対応
- 4 環境問題と資源の制約への対応
- 5 県民ニーズの多様化への対応
- 6 空き家・空き地の増加及び郊外開発の進行への対応
- 7 高速道路や幹線道路の状況
- 8 庄内南部圏域らしい都市景観への対応
- 9 既存ストックや資源の活用への対応



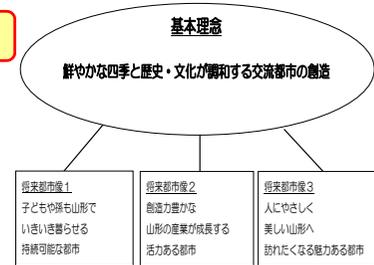
2-2 目標年次 →本文 p8

目標年次：2045年 (区域区分と主要な施設の整備の目標年次は2035年)

- 1 基準年次は、国勢調査実施年の2020年(令和2年)に設定します。
- 2 目標年次は、関係法令に基づいて、概ね20年後の都市の姿を展望するものとして、2045年(令和27年)に設定します。
- 3 「区域区分」及び「主要な施設の整備目標」の目標年次は、関係法令に基づいて、概ね10年後の将来を予測するものとして、2035年(令和17年)に設定します。

2-3 基本理念 →本文 p9

鮮やかな四季と歴史・文化が調和する交流都市の創造



2-4 圏域の将来都市像 →本文 p9

- 1 子どもや孫も山形でいきいき暮らせる持続可能な都市
- 2 創造力豊かな山形の産業が成長する活力ある都市
- 3 人にやさしく美しい山形へ訪れたい魅力ある都市

2-5 都市づくりの方針と取り組み方向 →本文 p11

- 1 広域連携 ~都市間連携を推進する都市づくり~
- 2 多様な交流 ~都市の魅力を活かした活力ある都市づくり~
- 3 まちなか賑わい ~賑わいのあるコンパクトな都市づくり~
- 4 安全・安心 ~いのちを守る都市づくり~
- 5 住民などとの協働
- 6 県と市町との連携

3-1 区域区分の決定の有無 →本文 p15

鶴岡都市計画区域については、引き続き、区域区分を定めます。
余目及び三川都市計画区域については、引き続き、区域区分を定めません。

3-2 区域区分の方針(鶴岡都市計画区域) →本文 p16

項目	単位	2020年		2035年	
		2020年	2035年	2020年	2035年
1 人口の見通し	都市計画区域人口	千人	111.3	91.1	
	市街化区域人口	千人	73.8	62.6	
2 産業の見通し	工業出荷額	百万円	350,047	410,431	
	商品販売額	百万円	266,949	182,869	
3 市街化区域の規模*	ha	2,327	2,327		

* 目標年次の市街化区域面積には、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 →本文 p17

都市機能及び生活機能を確保するための用途の誘導を図りながら、定住化の促進のために安心して暮らすことのできる広域拠点、地域拠点及び産業拠点を形成・育成していきます。

広域拠点：鶴岡市市街地中心部

地域拠点：旧藤島町、旧温海町及び旧余目町の市街地中心部

産業拠点：既存の工業団地、北部サイエンスパーク地区

- 商業地・業務地には、現行の商業系用途地域を位置づけ、中心商業地の形成を推進する他、鶴岡市役所周辺の「シビックコア地区」では、業務地の中心として行政、学術文化及び医療機能など都市機能の集積を図ります。
- 工業地は、現行の工業系用途地域にある工業団地などを位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業地外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ります。
- 住宅地は、現行の住居系用地地域、市街地周辺部及び既存集落に配置します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1 交通施設の都市計画の決定の方針 →本文 p21

この都市計画区域マスタープランに定める基本方針に基づいて、都市計画道路を中心に以下のとおり配置し、概ね今後10年以内に整備する路線を赤書きで示します。

区分	路線（施設）名
自動車専用道路 （圏内外の広域的な連絡）	（都）温海鶴岡線（日本海沿岸東北自動車道） （都）鼠ヶ関温海線（日本海沿岸東北自動車道） （都）酒田余目線（国道47号 余目酒田道路）
主要幹線道路 （圏内の連絡）	（都）道形櫛引線 、（都）宝田本田線 →（国道112号） （都）文下清水線、（都）鶴岡三川線、（都）三川酒田線 →（国道7号） （都）外内島井岡線（国道345号）、その他圏内の国道及び主要地方道
都市幹線道路 （主要幹線道路への接続）	（都）羽黒橋加茂線 （主要地方道 鶴岡羽黒線）、 （都）道形黄金線 （一般県道 鶴岡村上線）、その他市街地間を結ぶ幹線道路や市街地形成の骨格である環状幹線道路及び、市街地を通る都市軸幹線道路
駅前広場 （交通結節機能）	鶴岡駅前 余目駅前

2 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 →本文 p22

この都市計画区域マスタープランに定める基本方針に基づき、污水及び雨水排水施設並びに河川整備計画などと整合を図りながら、概ね今後10年以内に以下の事業を優先的に実施します。

区分	都市計画区域名	名称
下水道	鶴岡都市計画区域	鶴岡都市計画公共下水道
	余目都市計画区域	余目都市計画公共下水道、市街地排水対策事業
	三川都市計画区域	三川都市計画公共下水道
河川	鶴岡都市計画区域	赤川、湯尻川、矢引川
	三川都市計画区域	赤川

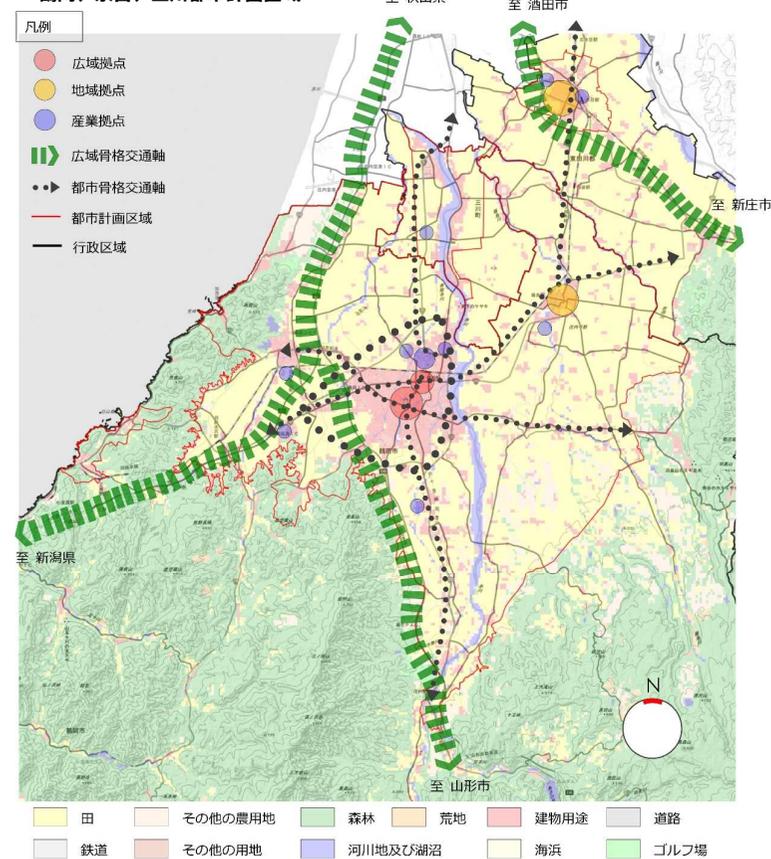
4-3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 →本文 p24

この都市計画区域マスタープランに定める基本方針に基づいて、主要な緑地を以下のとおり配置し、概ね今後10年以内に優先的に整備を予定している公園などは、赤書きで示します。

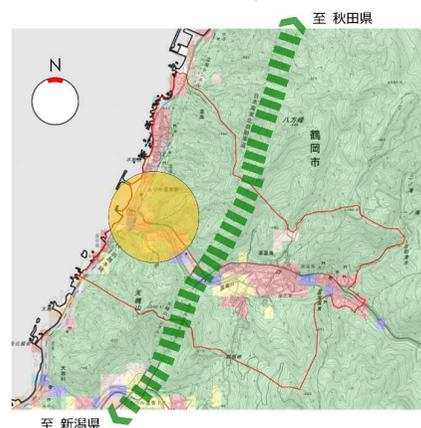
都市計画区域名	名称
鶴岡都市計画区域	鶴岡公園、小真木原公園、大山公園、都沢公園、 赤川河川緑地 など
余目都市計画区域	八幡公園
三川都市計画区域	赤川河川緑地ふれあい広場、袖東公園など

4-4 庄内南部圏域概要図 →本文 p26

鶴岡、余目、三川都市計画区域



温海地区



鼠ヶ関地区

